

高松市監査委員告示第9号

高松市議会議員のマイカーによる本庁舎地下駐車場の無償使用に係る財産の管理または公金の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、宮本和人監査委員および大塚寛監査委員は、法第199条の2の規定により、除斥されています。

平成17年3月9日

高松市監査委員 北原和夫

同 吉田正己

高松市議会議員のマイカーによる本庁舎地下駐車場の無償使用に係る財産の管理または公金の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年1月13日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市役所本庁舎地下駐車場公用車配置図。（注）事実証明書については省略した。）記載の通り、氏名不詳の高松市職員は、高松市の行政財産たる高松市役所本庁舎の地下駐車場には59台分の駐車場所しかないのに、高松市議会議員のマイカー（自家用自動車）のための私的利用に供するために議員定数40人に対して何と17台分（地下駐車場全体の駐車場所の29%）もの専用駐車場所につき無償で駐車を許可し、

高松市に当該場所使用料相当額の損害を与えていることは明白である。一般市民の利用さえ禁止しているのに、何らの権利もない公僕たる議員が不当にも専用駐車場所として無償使用をしているのである。高松市職員がマイカー通勤をする場合には各自が有料駐車場を使用しているのである。高松市職員が公務のために高松市役所に出勤するのと同様に市議会議員が議会に出勤することは本来の仕事であり、何ら高松市の貴重な財産たる駐車場所を無償で利用させる法的根拠はないのであり、議員に無償使用をする権利はないのである。一般市民に対してさえ利用を禁止しているのに公僕たる市議会議員に何らの権利もないのに無償使用をさせることは違法である。

更に別紙事実証明書（（注）事実証明書については省略した。）「高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」第4条第2項の規定によると、市議会議員は、定例会市議会、委員会等に出席するため議会に出勤した場合は自宅までの距離に応じて1日につき6000円又は6500円が費用弁償の名目により支給されるのであり、同条例第2条により一般議員も月額608,000円の報酬も支払われているのである。その他に期末手当の支給もある。このような多額の利益を得ている市議会議員が通勤にマイカーを利用した場合に本件駐車場所を無償で利用させることは一般市民が有料駐車場を利用しているのに対して著しく不当であり、公僕たる市議会議員のマイカーのみ無償で使用させる法的根拠は存在しないのであり、本件財産の管理を怠る事実又は本件使用料の徴収を怠る事実は地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実に該当するものである。

本件住民監査請求の対象は、平成16年4月1日以降の「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実を対象とするものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）が、市の行政財産である市役所本庁舎の地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場所として無償使用させていることが、財産の管理または公金の賦課徴収を怠る事実には該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、平成16年4月1日以降の本件財産の管理または公金の賦課徴収を怠る事実について、責任を有する者に対して、当該損害の補てんを求めるなど必要な措置をとるよう、高松市長（以下「市長」という。）に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年2月7日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、企画財政部管財課および市議会事務局総務調査課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市役所本庁舎に設置されている地下駐車場の概要

市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の地下駐車場は、市がその事務または事業を執行するために、直接使用する庁舎駐車場設備として

設けたものであり，その概要は，次表のとおりである。

本 庁 舎 の 地 下 駐 車 場 の 概 要

区 分		内 容	
地下駐車場設置場所		本庁舎事務棟地下1階部分	
地下駐車場総面積		1,949.4㎡ (通路部分887.4㎡を含む。)	
駐車全区画数 (収容可能台数)		59台	
1区画当たりの面積		18.0㎡(3.6m×5.0m)	
目的および用途		公用車およびそれに準ずる車両の駐車または保管	
供用開始時期		昭和54年1月(本庁舎供用開始時期と同時期)	
供 用 形 態	供用時間	午前8時30分から午後5時15分まで	
	車両種別ごとの 駐車区画数	公 用 車	36台(内訳:共用8台, 各課18台,出先機関4 台,整備スペースおよび予備 6台)
		公用車以外の車両	23台(内訳:議会17 台,その他6台)
	駐車区画に駐車 可能な車種	普通自動車	

- (2) 本庁舎地下駐車場の管理・運営状況およびその一部を市議会議員の専用駐車場として無償使用させている事実の存在

ア 本庁舎地下駐車場の管理・運営状況

本庁舎は，法第238条第3項の行政財産で，かつ，地方公共団体がその事務または事業等を行うために直接自己の公用に供するもの，すなわち，公用財産と定義付けられるものであり，その管理は，法第149条第6号の規定に基づき，地方公共団体の長である市長の権限に属するものとされている。

本庁舎の管理・運営に当たっては，市長は，法が定める行政財産の管理権限者として，市の事務または事業の用に供する本庁舎の安全と秩序の維持に関し必要な事項を定めた高松市庁舎管理規則を制定し，公務の適正な執行および運営を図ることとしている。

高松市庁舎管理規則に定められた各規定は，本庁舎の施設の一部である地下駐車場にも当然適用されるものではあるが，同規則第12条

に庁舎内の駐車に制限に関する規定があるものの、それ以外に地下駐車場の管理に係る規定は見当たらない。

しかしながら、地下駐車場の施設においては、コンクリート製の床面に白線を引いて駐車区画を定め、区画の中央部分にはアラビア数字を標記するとともに、各駐車区画の壁面には、駐車可能な車両の用途種別を表示したプレートを設置するなど、施設面での管理上の整備がなされている。

なお、市は、本庁舎地下駐車場の実務上の管理について、高松市庁舎管理規則第2条第2号の庁舎管理者である企画財政部長の指示の下に、企画財政部管財課（以下「管財課」という。）の業務として所掌させており、その業務の具体的な内容は、施設面の管理では営繕および整備、運営面の管理では駐車区画ごとの利用割当形態を定めた高松市役所本庁舎地下駐車場公用車配置図（以下「公用車配置図」という。）の策定などの施設管理上の事務手続の整備などであり、日常業務として、本庁舎1階の地下駐車場進入路出入口に常駐する管財課守衛職員による地下駐車場の車両の出入管理および地下駐車場に常駐する管財課車庫職員による駐車区画への車両の誘導などの駐車場の管理を行わせている。

また、本庁舎地下駐車場は、市の事務または事業を遂行するために設置され、かつ、法第4条第1項の主たる事務所である本庁舎に付置されたものであることから、市は、本庁舎地下駐車場の利用対象を、原則として、市の事務等の公務で使用される公用車に限定しており、市民その他の来庁者のマイカー（自家用自動車）の利用には供していない。

イ 本庁舎地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場として無償使用させている事実の存在

市は、本庁舎地下駐車場の駐車区画ごとの利用割当てを公用車配置図で定めているが、その公用車配置図では、本庁舎地下駐車場の利用対象車両として、各課共用車両、各課専用車両、出先機関専用車両その他の公用車両および議会用車両が挙示されている。

そして、市は、先に示した本庁舎の地下駐車場の概要の表のとおり、議会用車両の駐車区画として、地下駐車場の駐車全区画数59台分のうち、17台分を割り当てており、その全てを市議会議員によるマイカー（自家用自動車）用の駐車区画に充てているが、その割当配分については、本庁舎供用開始時に定められたものであり、どのような基準で割り当てられたかは定かではない。しかし、市は、当時の公用車の駐車台数と市議会議員のマイカーの駐車台数を考慮し、公用車の駐車に支障が出ないように配慮して決定されているとの認識があり、本庁舎の地下駐車場の供用開始以来、割当配分の見直しは行われていない。

なお、本庁舎事務棟の東側に隣接する本庁舎議会棟には、議会用車両の専用駐車場は設けられていない。

市は、公用車両の駐車区画と議会用車両の駐車区画の管理を共に管財課に担当させているが、市議会議員のマイカーによる地下駐車場の使用に係る管理に当たっては、特定の市議会議員だけにその専用駐車区画を割り当ててはならず、市議会議員全員の共用駐車区画として、その利用に供している。そこで、議会開会中は、現職40人の市議会議員のうち、36人程度が地下駐車場を使用すべくマイカーで来庁することがあるため、議会用車両の駐車区画および予備の駐車区画だけでは到底その駐車場所を賄うことができない事態が生じることがあり、一時的に、出先機関用車両を他の施設の駐車場所に駐車させるなどして、その駐車区画の転用を図ったり、地下駐車場の通路部分の余地を一時的駐車場所に活用したりする方法を考え、管財課職員による出入管理および駐車区画への車両の誘導などの駐車場所の管理を通して、円滑かつ効率的な運用を行っている。

一方、議会閉会中は、市議会議員のマイカーによる地下駐車場の使用が少ないため、一時的に、空いている議会用車両の駐車区画を出先機関用車両の駐車場所に使用するなど、議会用車両の駐車区画と公用車両の駐車区画の共用使用によって、その有効活用を図りながら、市の事務事業および市議会議員の議員活動に支障を来さないよう、弾力的に地下駐車場の管理運営を行っている。

また、市議会議員のマイカーによる地下駐車場の使用に際しては、法第149条第6号の規定に基づき、市長が行政財産の管理権限者として、市政運営における市議会議員の議員活動の役割等を踏まえ、市の事務または事業の遂行のために、本庁舎地下駐車場の一部を議会用車両の専用駐車区画として提供し、市議会議員が議員活動の交通手段として用いるマイカーの駐車場として、随時かつ任意に使用する形態をとっていることから、当該市議会議員から駐車料金その他使用料は徴収していない。

(3) 市議会議員の議員活動とその性格

市議会議員の職務は、市民の代表として、法および法に基づく条例によって、議会および委員会の権限とされた事項に関与することであり、その職務の主な内容は、市の意思決定機関である市議会の構成員として、条例、予算、決算、財産の取得または処分、一定の契約の締結等について議決し、行政事務全般について調査し、委員会委員として、所管行政事務事項について調査・審議すること等であり、これらの行為が市議会議員の本来の職務行為である。

そして、市議会議員が市議会および委員会における本来の職務行為を全うするためには、市議会および委員会における諸活動に精励することは当然であるが、それだけにとどまるものではなく、議会外および議会開会期間以外での他の議員・委員、市長等の執行機関および国、県その他の行政機関への働きかけ、市民および民間関係団体の意見集約や意見調整、市の事務事業に係る調査・研究など、市民の代表および市政運営の政策決定機関の一員としての議員活動が不可欠であり、市民の負託にこたえるべく、広範かつ多岐にわたる活動が必要であり、市議会議員はいずれも熱心に本来の職務行為とこれに密接不可分な議員活動に当たっている。

(4) 市が本庁舎地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場として無償使用させている理由

このように市議会議員は、市の意思決定機関である市議会の構成員として、その職務行為の遂行により、市政運営において大きな役割を担い、

また、その議員活動は、職務行為を行うために必要不可欠な調査や調整など、その職務と密接な関係のある行為を含んでいることから、市は、職務行為としての公務活動はもとより、これと密接不可分な関係にある議員活動も公的性質を持ち、公務活動の一環と見ることができると判断している。

そして、議員活動は、議会内に限られず、地域住民の意見集約など、議会外でも、場所や時を選ばず、広範かつ多岐にわたる性質を持つことから、市議会議員は、議会開会中においても、議員活動を効率的かつ迅速に行うため、その交通手段として、議会の出席等に利便性や機動性が確保できるマイカーを用いる場合が多く、市は、このような市議会議員の議員活動の特性や実情を踏まえ、市議会議員に対して、その便宜を図るため公用財産である本庁舎地下駐車場の一部を、公用車の駐車に支障を来さない範囲内で、公用車両の取扱いに準じて、議会用車両の駐車区画として設け、市議会議員の議員活動の交通手段として用いるマイカーの駐車場として提供しているものであり、また、市議会議員のマイカーによる駐車は、公務活動と密接不可分なものと考え、駐車料金等の徴収には馴染まないものと解し、その徴収はしていない。

(5) 市議会議員の費用弁償の支給と地下駐車場の無償使用の関連性の有無

費用弁償は、その職務を行うために要する交通費、諸雑費その他の経費を償うために金銭を支払うものであり、市議会議員の費用弁償については、法第203条および高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、市議会議員が定例会議会、委員会等に出席した場合に、旅費的性格を持つ、標準的な定額を実費として支払うこととされており、法に定める実費弁償の一つである。

一方、市議会議員の地下駐車場の無償使用は、行政財産の管理権限者である市長が市政運営における市議会議員の議員活動の特性等を踏まえ、その管理権の範囲内で、政策的に認めているものであり、行政財産の管理態様の一つであることから、これら二つの事由には、何らの関連性はないと解している。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、市の行政財産である本庁舎地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場所として無償使用させていることが、財産の管理または公金の賦課徴収を怠る行為に該当し、市に損害を与えている旨を主張しているので、以下、この点について検討する。

ア まず、市の行政財産である本庁舎地下駐車場の管理・運用の在り方について判断する。

行政財産は、公用または公共用として直接行政執行の物的手段として供用されるものであることから、地方自治体がその事務または事業を遂行するために欠くことのできない財産であり、その管理は、法および地方財政法に定める関係諸規定に基づき、適正に行わなければならないものである。

そして、法第149条第6号の規定では、行政財産の管理は、原則として、地方公共団体の長の権限に属することとされ、また、法第238条の4第1項の規定では、原則として、行政財産を貸し付け、交換し、売り払い、または譲与するなど私法上の関係において運用することを禁止するとともに、その実効性を担保するため、同条第3項の規定では、同条第1項の禁止規定に違反する行為を無効とすることとし、さらに、地方財政法第8条の規定では、地方財政の健全性確保の見地から、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされており、これらの行政財産の管理に係る規定から、行政財産の管理権限者は、その管理に当たり、財産本来の用途または目的に従い、善良なる管理者の注意をもって、その財産の用途目的に適應して、最も効果的に運用すべきであることを明示しているものと解せられる。

市においても、「監査により認められた事実」(2) - アで示したとおり、これらの行政財産の管理に係る規定に基づき、行政財産である本庁舎地下駐車場は、市の事務または事業を遂行するために、法第4条第1項の主たる事務所である本庁舎に付置されたものであることから、

行政財産の管理権限者である市長が、本庁舎の設置目的に従って、市の事務または事業を円滑かつ迅速に遂行するために必要な交通手段として用いる公用車両の駐車場として、運用管理を行っている。

しかし、「監査により認められた事実」(2) - イで示したとおり、市が本庁舎地下駐車場の駐車区画ごとの利用割当てを定めた公用車配置図では、その利用が可能な車両として、公用車両だけではなく、議会用車両としての市議会議員のマイカー（自家用自動車）も含んでおり、請求人の指摘するとおり、市が本庁舎地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場所として使用させていることは、事実である。

イ そこで、次に、市が本庁舎地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場所として無償使用させていることの適否について判断する。

(ア) まず、市議会議員の地下駐車場の使用の適否を判断する前提として、市議会議員の職務行為および議員活動の性格を明らかにする必要があるので、この点について検討する。

市が本庁舎地下駐車場の使用を認めている市議会議員は、「監査により認められた事実」(3)および(4)で示したとおり、市の意思決定機関である市議会の構成員として、法および法に基づく条例に定められた職務行為だけではなく、その職務と密接な関係のある議員活動も行っており、市は、職務行為としての公務活動と密接不可分な関係にある議員活動も公的性質を持ち、公務活動の一環と見ることができると判断している。

市議会議員は、議会での表決等の職務行為を通して、市政の政策意思決定に関与することにより、行政運営の施策実施において、大きな役割を担っているが、その職務行為の発意は、市民の代表として、地域住民の民意が反映されたものでなくてはならないものであり、また、民意の集約は、職務行為を行う上での必須条件として位置付けられ、かつ、市議会議員の責務でもあると言える。

市議会議員の責務としての民意の集約は、選挙を除き、議員活動という態様として具現化されるものであり、公務である職務行為を充実させる役割を果たす行為と捉えることができる。

このような観点を踏まえると、市が、市議会議員の議員活動は、職務行為としての公務活動と密接不可分な関係にあり、公的性格を持ち、公務活動の一環と見ることができるとした判断には、妥当性・相当性があるものと是認できる。

- (イ) 次に、市が本庁舎地下駐車場の一部を、市議会議員が職務行為および議員活動の交通手段として用いるマイカーの駐車場所として無償使用させていることの適否について検討する。

議員活動は、前述したように、公的性格を持ち、公務活動の一環と見ることができるとは、その活動は、「監査により認められた事実」(3)および(4)で示したとおり、議会内に限られず、地域住民の意見集約など、議会外でも、場所や時を選ばず、また、その対象も広範かつ多岐にわたるものであり、議会開会中においても、行われている現状にある。

そこで、市議会議員は、議員活動を効率的かつ迅速に行うため、その交通手段として、議会の出席および議員活動をする上で、利便性や機動性が確保できるマイカーを用いる場合が多く、市は、このような実情と公務活動の一環と見ることができるとした市議会議員の議員活動の特性を踏まえ、市長が有する行政財産の管理権に基づき、市議会議員に対して、その便宜を図るため、公用財産である本庁舎地下駐車場に、公用車の駐車に支障を来さない範囲内で、公用車両の取扱いに準じて、議会用車両の駐車区画を設け、市議会議員の議員活動等の交通手段として用いるマイカーの駐車場として提供したことには、合理的理由があるものと解される。

また、市議会議員のマイカーによる駐車場として提供した本庁舎地下駐車場は、市の事務または事業を遂行するために設置された事務所である本庁舎に付置されたものであり、その利用対象を、本来、市の事務等の公務で使用される公用車のみを使用されるべきものであるとの認識の下に、市は、「監査により認められた事実」(2)で示したとおり、公用車の駐車台数と市議会議員のマイカーの駐車台数を考慮し、公用車の駐車に支障が出ないように、議会用車両の駐車区

画を割り当て、その運用においては、管財課職員による出入管理および駐車区画への車両の誘導などの駐車場所の管理を通して、議会用車両の駐車区画と公用車両の駐車区画の共用使用をさせ、有効活用を図りながら、その提供を行っており、前述した行政財産の管理に係る規定に照らしても、何らの違法性・不当性を認めることはできない。

なお、市議会議員のマイカーによる駐車に当たって、市は、市議会議員が職務行為および議員活動の交通手段として用いるマイカーを公用車両に準じて取扱うこととしているため、当然、使用料徴収の問題は生じず、駐車料金その他の使用料の徴収をしていないことに何らの問題も生じないことは言うまでもない。

- (2) 最後に、請求人は、市議会議員への費用弁償の支給をもって、市が本庁舎地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場所として無償使用させる法的根拠はないとの主張をしているので、この点についても検討する。

確かに、市は、市議会議員が定例会市議会、委員会等に出席した場合に、市議会議員に対し、法第203条および高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定に基づき、費用弁償の支給を行っているが、その支給額は、自宅からの距離に応じて、1日につき6,000円または6,500円という定額であり、すべての費用弁償を賄うに十分なものではない。一方、地下駐車場の市議会議員への無償提供は、法第149条第6号の規定に基づく、市長の行政財産の管理権限の範疇で行われているものであり、公務である職務行為およびこれと密接不可分な議員活動という公的活動のためのものであるため、その趣旨を異にしており、市議会議員に費用弁償の支給していることを理由として、職務行為および議員活動の交通手段として用いる市議会議員のマイカーによる本庁舎地下駐車場を無償使用させていることを否定する根拠にはなり得ないので、請求人の主張は認められない。

なお、請求人は、市議会議員は、月額608,000円という高額な報酬を受けているほか、期末手当の支給まで受けており、平均的給与所得者より多額の利益を受けているので、マイカーによる駐車場使用を無

料にすることは、一般市民が有料駐車場を使用していることに対比して、著しく不当であるというふうに主張しているので、この点についても、検討すると、市議会議員の報酬や手当は、その職務の重要性等を考慮し、適正な手続により妥当な金額を決定しているものであり、他の地方公共団体の議員報酬額等と比較しても、決して高額なものではなく、相当のものと思料される。そして、その金額が平均的所得者の収入に比して高額であることを理由として、市議会議員のマイカーによる本庁舎地下駐車場の使用を有料化すべきであるとの見解は、請求人独自の偏見によるもので、到底肯定できるものとは言えず、その主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張はいずれも理由がなく失当である。よって、本件措置請求には、理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第10号

高松市議会議員のマイカーによる本庁舎地下駐車場の無償使用に係る財産の管理または公金の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成17年3月9日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己

高松市議会議員のマイカーによる本庁舎地下駐車場の無償使用に係る財産の管理または公金の賦課徴収を怠る事実に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年1月13日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（高松市役所本庁舎地下駐車場公用車配置図。（注）事実証明書については省略した。）記載の通り、氏名不詳の高松市職員は、高松市の行政財産たる高松市役所本庁舎の地下駐車場には59台分の駐車場所しかないのに、高松市議会議員のマイカー（自家用自動車）のための私的利用に供するために議員定数40人に対して何と17台分（地下駐車場全体の駐車場所の29%）もの専用駐車場所につき無償で駐車を許可し、高松市に当該場所使用料相当額の損害を与えていることは明白である。一

般市民の利用さえ禁止しているのに、何らの権利もない公僕たる議員が不当にも専用駐車場所として無償使用をしているのである。高松市職員がマイカー通勤をする場合には各自が有料駐車場を使用しているのである。高松市職員が公務のために高松市役所に出勤するのと同様に市議会議員が議会に出勤することは本来の仕事であり、何ら高松市の貴重な財産たる駐車場所を無償で利用させる法的根拠はないのであり、議員に無償使用をする権利はないのである。一般市民に対してさえ利用を禁止しているのに公僕たる市議会議員に何らの権利もないのに無償使用をさせることは違法である。

更に別紙事実証明書（（注）事実証明書については省略した。）「高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」第4条第2項の規定によると、市議会議員は、定例会市議会、委員会等に出席するため議会に出勤した場合は自宅までの距離に応じて1日につき6000円又は6500円が費用弁償の名目により支給されるのであり、同条例第2条により一般議員も月額608,000円の報酬も支払われているのである。その他に期末手当の支給もある。このような多額の利益を得ている市議会議員が通勤にマイカーを利用した場合に本件駐車場所を無償で利用させることは一般市民が有料駐車場を利用しているのに対して著しく不当であり、公僕たる市議会議員のマイカーのみ無償で使用させる法的根拠は存在しないのであり、本件財産の管理を怠る事実又は本件使用料の徴収を怠る事実は地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実に該当するものである。

本件住民監査請求の対象は、平成16年4月1日以降の「違法又は不当な」財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実を対象とするものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求

める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は十分に機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）が、市の行政財産である市役所本庁舎の地下駐車場の一部を市議会議員の専用駐車場所として無償使用させていることが、財産の管理または公金の賦課徴収を怠る事実該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。